

第53回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

(2020年2月1日から2021年1月31日まで)

上記の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.miraial.co.jp>)に掲載することにより、株主の皆様提供したとみなされる情報です。

ミライアル株式会社

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|------------|--|
| ① 連結子会社の数 | 3 社 |
| ② 連結子会社の名称 | 株式会社山城精機製作所
株式会社宮本樹脂工業
米来迺商貿（上海）有限公司 |

(2) 非連結子会社の状況

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| ① 非連結子会社の数 | 2 社 |
| ② 非連結子会社の名称 | 有限会社創進ケミテック
株式会社ミライアルリンク |

③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（有限会社創進ケミテック・株式会社ミライアルリンク）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社山城精機製作所、株式会社宮本樹脂工業、米来迺商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日1月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

- ③ たな卸資産
- イ. 商品及び製品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ロ. 原材料 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ハ. 仕掛品 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ニ. 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建物及び構築物 10年～35年
 機械装置及び運搬具 8年～12年
 金型 2年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。
 - ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
 - ④ 長期前払費用 定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 当社及び連結子会社は従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。
 - ③ 製品保証引当金 製品のアフターサービスの支払に備えるため、過去の実績に基づき計上しております。
 - ④ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上
基準

当社及び連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末に発生していると認められる額から、年金資産を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 完成工事高及び完成工事原
価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以降に開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまでの我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」、「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めていた「電子記録債務」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」は294,143千円、「支払手形及び買掛金」に含めていた「電子記録債務」は326,829千円であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間継続し業績に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 14,046,294千円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。
2. 連結会計年度末日満期手形等の処理
期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当社及び連結子会社の期末日が金融機関の休日であり、期末日満期手形等の金額は次のとおりであります。

受取手形	3,661千円
電子記録債権	15,988千円
支払手形	12,932千円
電子記録債務	222,392千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における当社の発行済株式の総数
普通株式 10,120,000株
2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額等
2020年4月22日開催の第52回定時株主総会決議による配当に関する事項
 - ① 配当金の総額 179,761千円
 - ② 1株当たり配当金額 20円
 - ③ 基準日 2020年1月31日
 - ④ 効力発生日 2020年4月23日2020年9月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項
 - ① 配当金の総額 90,005千円
 - ② 1株当たり配当金額 10円
 - ③ 基準日 2020年7月31日
 - ④ 効力発生日 2020年10月5日
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2021年4月22日開催予定の第53回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
 - ① 配当金の総額 180,011千円
 - ② 1株当たり配当金額 20円
 - ③ 基準日 2021年1月31日
 - ④ 効力発生日 2021年4月23日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループにおける資金運用については、短期的な預金、並びにリスクの低い長期預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入による方針です。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

役員退職慰労未払金は役員退職慰労引当金の打ち切り支給に係る債務であり、各役員の退職時に支給する予定であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	11,151,773	11,151,773	-
(2) 受取手形及び売掛金	2,563,272	2,563,272	-
(3) 電子記録債権	369,934	369,934	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	368,152	368,152	-
資 産 計	14,453,132	14,453,132	-
(1) 支払手形及び買掛金	340,248	340,248	-
(2) 電子記録債務	1,129,674	1,129,674	-
(3) 未払法人税等	430,795	430,795	-
負 債 計	1,900,718	1,900,718	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式等の取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額6,000千円)、役員退職慰労未払金(連結貸借対照表計上額131,780千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,113円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 112円17銭 |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

① 商品及び製品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

③ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

④ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～35年
機械装置	8年
金型	2年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額から、年金資産を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

6. 未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以降に開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまでの我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年1月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」、「流動負債」の「支払手形」に含めていた「電子記録債務」、「設備関係支払手形」に含めていた「営業外電子記録債務」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。なお、前事業年度の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は84,761千円、「支払手形」に含めていた「電子記録債務」は308,967千円、「設備関係支払手形」に含めていた「営業外電子記録債務」は10,858千円であります。

(追加情報)**(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)**

新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間継続し業績に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点において会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)**1. 関係会社に対する金銭債権債務**

短期金銭債権	12,165千円
短期金銭債務	69,346千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,070,563千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	822千円
営業取引（支出分）	462,774千円
営業取引以外の取引（収入分）	25,581千円
営業取引以外の取引（支出分）	－千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	1,119,428株
-------------------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	22,579千円
賞与引当金損金算入限度超過額	49,835千円
たな卸資産償却額否認	31,186千円
退職給付引当金超過額	130,435千円
役員退職慰労未払金	40,140千円
減損損失	106,700千円
関係会社株式	238,720千円
その他	181,146千円

繰延税金資産計	800,745千円
---------	-----------

評価性引当額	△536,758千円
--------	------------

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△50,232千円
その他有価証券評価差額金	△6,932千円
圧縮積立金	△43,044千円

繰延税金負債計	△100,209千円
---------	------------

繰延税金資産の純額	163,777千円
-----------	-----------

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,993円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 115円34銭 |